笛吹市公告第９号

笛吹農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第４項において準用する同法第11条第１項の規定により公告し、当該振興地域整備計画の案及びその変更理由を次により縦覧に供する。

令和８年11月６日　　笛吹市長　山下　政樹

１　笛吹農業振興地域整備計画案等の縦覧

(1)　縦覧場所

笛吹市役所産業観光部農林振興課　笛吹市石和町市部777番地

(2)　縦覧期間

自　令和８年11月７日

至　令和８年12月７日

(3)　縦覧時間

祝祭日を除く平日の午前９時から午後５時まで

２　意見書の提出

笛吹市内に住所を有する者（笛吹市内に住所を有する法人も含まれる）は、農業振興地域計画案について、令和８年12月７日（縦覧期間満了の日）までに市へ意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、要旨をとりまとめ、その処理結果を同法第12条１項の規定に基づく農業振興地域整備計画書の公告時に併せて公告する。

(1)　意見書の提出先　　笛吹市役所産業観光部農林振興課

笛吹市石和町市部777番地

(2)　意見書の提出方法　持参

3　異議の申出

笛吹農業振興計画案及び農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画案に対して異議があるときは、令和8年12月7日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

(1)　異議申出書の提出先　　笛吹市役所産業観光部農林振興課
笛吹市石和町市部777番地

(2)　異議申出書の提出方法　持参